

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	ヤマグチ マキ 山口 真紀		授与番号 甲 1422 号
学位の種類	博士(学術)	授与年月日	(西暦) 2020 年 3 月 31 日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]		
博士論文の題名	傷つきをめぐる理論と実践の社会学—「語らずにすむ」社会のために		
審査委員	(主査)立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	小川 さやか (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	
	小泉 義之 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	三島 亜紀子 (同志社大学嘱託講師)	
論文内容の要旨	<p>本論文は、傷つきを「語る・聴く」営みを推奨する議論の志向性を問い直すために、傷つきを理解しようとする理論と実践の両方を、当人の負担や困難といった視角から再考したものである。</p> <p>第1章では、「語りの倫理」を論じる社会学者アーサー・フランクの議論に着目し、語る営みを価値づけることの帰結を明らかにしたうえで、語ることの具体的な「よさ」の検討から、実践の位相において検討すべき課題を抽出した。得られた課題は、実践の位相における次の3点の問いにまとめられる。①傷つきを語ろうとする「当人」は、どのような必要のもとで、何を語ろうとしているのか。②出来事の「証言」となるような語りについて、「社会」はどのように扱おうとしてきたのか。③当人の傷つきについて理解しようとする具体的な存在としてある「他者」は、どのような姿勢を求められているのか。以降の章では、以上の各点について論じた。</p> <p>第2章では、「傷つきを理解しようとする当人の実践」の事例として、自らを発達障害の当事者と名乗り、また発達障害をめぐる社会的反応に応答してきたニキリンコの一連の語る実践、第3章では、「傷つきを理解しようとする社会的な実践」の事例として、「被害」の語りのアーカイビングである村上春樹の『アンダーグラウンド』、第4章では、「傷つきを理解しようとする具体的な他者の実践」の論理として、ポジショナリティの視角に基づく岡真理の考察を手がかりに検討した。</p> <p>本論の検討から明らかとなったのは、ひとつに、傷つきの語りに依存して、あるいは語りに寄り添おうとする心性を通して、何らかの社会課題を解決しようとする社会の在り方それ自体を問題化することの重要性、そして、傷ついた当人と、傷つきを共有しようとする社会、また寄り添おうとする他者が、相互にかかわりあう「磁場」のなかで、ひとが〈痛む主体〉へと促されていく過程である。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文は、語る、語らせる、聞こうとする、その営みを評定しようとする。重要なのは、悲しい話を語り語らせて人々を煽ろうとする粗悪な言論ではなく、当代の理論家として代表的であるとされる人の論であったり（第1章）、狡猾にあるいは誠実に語りに対しそれを用いようとする良質な言論を対象としていることである。</p> <p>第2章では、他人たちによる自らの規定・定義に抗するために、「脳の回線が独特な存在」として自らについての語りを用いる戦略が検討される。それは、第1章で検討されるアーサー・フランクが結局は自らを語ることを予めよいこととしてしまっているのに比して、まったく自覚的な営みである。ただそれでも、他人たちが自分たちのことをとやかく言わないのであれば、そういう戦略をとる必要もないではないかと著者は言う。</p> <p>第3章では地下鉄サリン事件の被害者たち取材した村上春樹の著作が検討される。村上は、私たちが聞こうとしないことに危機を感じ、想像力の欠如を嘆く。それもまったく真面目な営みであり、さらに社会に呼びかけようとしている。しかしそこで行なわれた悪を悪とし社会を修復することは、人々の悲しみを具体的に数多く知ることを必ず経由せねばならないのだろうか」と著者は言う。</p> <p>岡真理の論を取り上げる第4章はさらに誠実な言説が検討される。人の語りを聞いてわかったつもりになることを自らに戒め、わかること共感することの困難を感じながら、人の話を聞こうというのである。それは、語られて（語らせて）納得してしまう人への諫めとしてまったくもったもなものだ。しかしそれは、不可能や困難を自らに引き受ける人たち、そのような「つもり」のある人たちだけに届くものともなる。最も自ら改めねばならない人にはそれは届かず、最初から無視される。他方で、真面目な人が自らをさらに反省して苦しんだりもするといった具合になっている。</p> <p>著者はこれらの真剣さをまったく否定はしない。しかしそれは、語る人に負荷をかけ、さらに聞こうとする人にだけ届く。社会はそのようではありえないか。そんなことはないはずだと著者は結論する。その「語らずにすむ社会」があるための条件はどのようなものになるか。それは次の作業になるとして、そんな社会があればそれですむはずなのだと、著者は、良質な言論を検討することを通して、説得的に示すことができた。本論文は、語りが予め肯定的に語られることになっているこの社会、この言論界において独創的なものとなった。そのことを審査委員たちは認めた。</p> <p>そこで、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文にかかわる口頭試問は2020年6月4日（木）16時30分より18時まで、Zoomを用い審査員4名によっておこなわれ、公聴会は7月16日（木）13時30分から14時30分までZoomを用い審査委員4名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。</p> <p>著者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。</p>